

東京電力福島第一原子力発電所事故により
放出された放射性物質汚染の除染事業誌

平成 30 年 3 月

環 境 省
除染事業誌編集委員会

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により大量の放射性物質が放出され、環境の汚染が生じた。このため、国及び市町村等は、人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、放射性物質により汚染された土壌等の除染の措置（以下、「除染事業」という。）を進め、平成 29 年 3 月末に面的除染が概ね完了し、多くの地域で避難指示が解除された。

この機を捉えて、除染事業の実施で得られた経験、知見、教訓を記録として後世に残すとともに、国内外に共有すること、また、かつてない規模で実施された除染の意義や実施状況を広く国民に対して説明することを目的として本事業誌を作成した。

本事業誌は、平成 27 年 3 月にまとめた「平成 26 年度「除染に関する報告書」」を踏まえ、環境省を中心にこれまでに取り組んできた一連の放射性物質汚染対策のうち除染事業について、基本的な方針、事業の枠組みや除染工法の確立、現場での施工や管理、除染の効果や検証、地域の方々とのコミュニケーションなど、取組の経緯や内容とその背景、課題や教訓を取りまとめた。除染事業の評価については、別途、放射性物質汚染対処特別措置法施行状況検討会や環境回復検討会において事業の実施状況や技術的な評価が行われているため、これらの結果を盛り込んだ。

なお、放射性物質汚染対策は引き続き継続しており、仮置場の解消や特定廃棄物の処理、中間貯蔵施設、帰還困難区域における除染の取組等については、今回のとりまとめでは詳細に取り扱わないこととした。

なお、本事業誌は次の 6 章から構成される。

- 第 1 章 除染事業の経緯と概要
- 第 2 章 除染の特徴と意義
- 第 3 章 除染事業の制度と工法
- 第 4 章 除染事業の実施
- 第 5 章 除染の効果・検証・リスクコミュニケーション
- 第 6 章 今後の課題と教訓

第 1 章では、除染事業の経緯や背景、実施状況を概説した。第 2 章では、放射能汚染や日本の社会的背景を踏まえた今回の除染の特徴や意義、放射線防護の基準や除染の目標について述べた。第 3 章では、制度的な枠組みや実施体制、除染工法の確立の経緯や内容を解説した。第 4 章では、実際の除染現場で用いられた除染工法や、除染事業者による施工管理について記載した。第 5 章では、除染による効果や検証結果、事業の各段階で取り組んだ様々なリスクコミュニケーションの取組内容について記載した。第 6 章では、今回の除染の経験から得られた知見や課題、今後の教訓について述べた。

除染事業誌 目次

巻頭言

- ・環境省環境大臣 中川雅治
- ・除染事業誌編集委員会委員長 鈴木基之

第1章 除染事業の経緯と概要	1
1.1 福島第一原発事故と避難指示区域の設定	1
(1) 事故の発生と避難指示	1
(2) 住民の避難状況	4
(3) 避難区域の見直しによる新たな区域設定	4
1.2 放射性物質に対する緊急対応（緊急対応期：事故発生～放射性物質汚染対処特別措置法成立前： 平成23年3月～8月）	8
(1) 事故発生時での状況	8
(2) モニタリングの実施	8
(3) 放射線防護と災害廃棄物の処理方針の策定	8
(4) 除染活動の開始	9
1.3 法的枠組みと除染方針の確立（除染準備期：放射性物質汚染対処特別措置法成立～同法施行： 平成23年8月～12月）	12
(1) 放射性物質汚染対処特別措置法	12
(2) 除染に関する緊急実施基本方針	12
(3) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針策定に向けた動き	13
(4) 除染関係ガイドライン等の策定に向けた動き	16
1.4 除染事業の実施	17
1.4.1 除染事業の開始（除染開始期：放射性物質汚染対処特別措置法施行後～除染推進パッケージ公表前： 平成24年1月～10月）	17
(1) 除染特別地域での除染	17
(2) 汚染状況重点調査地域での除染	19
1.4.2 除染の加速化と実施計画の見直し（除染推進期：除染推進パッケージ公表～除染実施計画改定： 平成24年10月～平成25年12月）	23
(1) 除染の加速化と除染の経験を踏まえた取組	23
(2) 除染の進捗状況の総点検と特別地域内除染実施計画の見直し	24
1.4.3 面的除染の完了に向けての取組と避難指示の解除（除染加速期：除染実施計画改定後： 平成26年1月～）	25
(1) 面的除染の完了に向けた取組とフォローアップ	25
(2) 除染事業の検証と放射性物質汚染対処特別措置法施行状況の評価	25
(3) 除染の効果と避難指示の解除	26
第2章 除染の特徴と意義	28
2.1 放射能汚染と除染の特徴	28
2.1.1 放射能汚染の特徴	28
(1) 放射性物質の拡散	28
(2) 放射性セシウムによる汚染	28
(3) 事故の規模と社会的背景	29
(4) 日本・福島県の固有の背景、特徴	30
2.1.2 福島第一原発事故における除染の特徴	31
(1) 放射性セシウムによる汚染の除染	31
(2) 生活再建を最優先した除染の実施	31
(3) 地震や津波による被災地における広範囲で大規模な除染作業	32
(4) 初めての除染事業への対応	33

(5) 住民生活の早期再建に向けた除染.....	33
(6) コミュニティの維持や権利の保護等の配慮.....	34
2.2 除染の意義と目標.....	37
2.2.1 除染の意義と必要性.....	37
(1) 除染とは何か.....	37
(2) 除染の必要性.....	37
2.2.2 放射線防護の考え方と除染の目標.....	38
(1) ICRP 勧告と放射線防護の基準.....	38
(2) 避難指示の基準.....	38
(3) 一般公衆の放射線防護.....	38
(4) 放射性物質汚染対処特別措置法の基本方針.....	39
(5) 汚染状況重点調査地域の指定基準と除染方法.....	39
(6) 追加被ばく線量の考え方.....	40
第3章 除染事業の制度と工法.....	42
3.1 除染事業の制度.....	42
3.1.1 除染に関する緊急実施基本方針と放射性物質汚染対処特別措置法.....	42
(1) 放射性物質汚染対処特別措置法.....	42
(2) 除染に関する緊急実施基本方針.....	45
(3) 放射性物質汚染対処特別措置法基本方針.....	46
(4) 除染特別地域と汚染状況重点調査地域.....	49
3.1.2 関係指針等.....	51
(1) 除染ロードマップ.....	51
(2) 除染に伴う土壌・廃棄物の処理の考え方.....	54
(3) 除染実施計画.....	54
3.2 除染実施体制.....	56
3.2.1 国の体制.....	56
(1) 政府全体の体制.....	56
(2) 環境省本省.....	57
(3) 福島地方環境事務所（旧：福島環境再生事務所）.....	58
3.2.2 自治体.....	62
(1) 福島県.....	62
(2) 市町村.....	62
3.2.3 研究機関等.....	63
(1) 国立研究開発法人 国立環境研究所.....	63
(2) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構.....	63
(3) 福島県環境創造センター.....	64
(4) 福島県と IAEA との協力.....	64
(5) 大学、学識者等.....	65
3.2.4 除染事業者・関係機関等.....	66
(1) 除染事業者(建設会社等).....	66
(2) 学会・業界団体等.....	66
(3) 警察・労働局等の協力.....	66
(4) 地元住民の協力.....	66
(5) ボランティア、NPO 等.....	68
(6) 東京電力等.....	69
3.3 予算措置.....	73
3.3.1 予算措置.....	73
(1) 除染事業に係る予算措置と求償.....	73
(2) 除染予算の執行.....	75

3.3.2	予算執行状況・求償応諾状況	76
(1)	原子力災害関係経費の執行状況	76
(2)	原子力災害関係経費以外による執行状況	76
(3)	東京電力への求償の状況	76
3.4	除染工法の確立	77
3.4.1	除染工法の選定と確立	77
(1)	除染工法の選定経緯	77
(2)	除染モデル事業	78
(3)	除染技術実証事業	79
3.4.2	技術指針・ガイドライン等	84
(1)	除染関係ガイドライン	84
(2)	その他の技術指針等	87
3.4.3	除染工事等の発注	90
(1)	発注方法等の経緯	90
(2)	除染等工事の発注	90
(3)	事業環境の整備	90
(4)	除染特別地域における除染の仕様書等	91
(5)	市町村除染の仕様書等	101
(6)	労務単価、特殊勤務手当等	101
3.4.4	労働者の放射線防護	102
(1)	除染電離則	102
(2)	放射線障害防止のためのガイドライン	102
(3)	放射線一元管理制度	102
3.4.5	有識者会議	103
(1)	環境回復検討会	103
(2)	農水省その他検討会	105
3.5	除染開始後に策定された方針等	106
(1)	フォローアップ除染	106
(2)	森林・河川等の除染	107
(3)	帰還困難区域の除染	109
(4)	中間貯蔵施設等	110
第4章	除染事業の実施	113
4.1	除染の概要	113
(1)	除染の対象と流れ	113
(2)	事業における除染事業者等の役割	113
4.2	除染特別地域における除染事前調査・同意取得	114
4.2.1	事前調査と除染計画作成	114
(1)	土地・建物等の調査（関係人の把握）	114
(2)	事前の放射線モニタリング・建物等の状況調査	114
(3)	土地建物ごとの除染計画の作成	115
4.2.2	同意取得	115
(1)	同意取得の手順	115
(2)	同意取得の取組	117
(3)	同意取得状況	118
4.2.3	モニタリング調査等	120
(1)	放射線量測定方法	120
(2)	モニタリング技術の進展	121
(3)	除染活動支援システム	122

4.3	除染工事の工法	123
4.3.1	除染の基本方針と除染工事の概要	123
(1)	除染の基本方針	123
(2)	除染工法の概要	124
(3)	除染特別地域の工事の実施	136
(4)	新技術の開発	137
(5)	除染等工事の課題	137
4.3.2	除染技術の詳細（除染特別地域の使用方法・条件等）	144
(1)	住宅地等、学校、公園、大型施設、道路	144
(2)	農地	155
(3)	森林	163
(4)	必要な作業期間・作業員数等	165
4.3.3	除染対象箇所ごとの除染効果	166
(1)	建物等工作物	166
(2)	道路（アスファルト舗装面）	169
4.3.4	フォローアップ除染	171
(1)	フォローアップ除染の実施状況、効果	171
4.4	仮置場	172
4.4.1	仮置場の確保	172
(1)	仮置場確保の課題	172
(2)	仮置場確保のための取組	172
(3)	仮置場の用地確保	173
4.4.2	仮置場の設置	175
(1)	基本構造	175
(2)	仮置場関係標準仕様書	180
(3)	仮置場の造成	180
(4)	現場保管	181
(5)	除去土壌等の保管容器	182
(6)	減容化	183
4.4.3	仮置場の管理（除染特別地域）	185
(1)	仮置場管理	185
(2)	仮置場の改良	186
(3)	保管物の管理	187
(4)	除去土壌等の搬出・仮置場撤去	187
4.4.4	除去土壌等の発生量	188
(1)	除染特別地域	188
(2)	汚染状況重点調査地域	189
4.5	除染特別地域における除染の施工体制・管理	190
4.5.1	除染事業者による必要なリソースの確保	190
(1)	作業員の確保	190
(2)	作業員の教育	190
(3)	除染工事に使用する資機材	190
(4)	作業環境の確保	191
(5)	地元の協力	191
4.5.2	除染事業者によるプロジェクトマネジメント（除染特別地域）	192
(1)	気候を踏まえた除染作業計画と工程管理	192
(2)	実施体制の管理	192
(3)	連絡・注意事項等の周知	193
(4)	品質管理・作業手順の徹底	194
(5)	作業員の放射線管理	195
(6)	作業員の健康管理	197

(7) 生活廃棄物の処理.....	197
(8) 野生動物対策	197
4.5.3 除染作業員への教育（除染特別地域）	197
(1) 新規入場時の教育.....	197
(2) 継続的な教育	198
(3) 作業員の士気・意識.....	201
4.5.4 地元との協力関係の取組（除染特別地域）	207
(1) 地元自治体との意見交換.....	207
(2) 除染現場の情報提供.....	207
(3) 地元協調	208
4.5.5 事故・トラブル等.....	209
(1) 事故発生状況	209
(2) 不適正除染等と除染の適正化の取組.....	209
(3) 労働基準監督署による是正勧告.....	214
(4) 豪雨による大型土のう袋の流出.....	216
(5) 除染事業者の取組.....	217
第5章 除染の効果・検証・リスクコミュニケーション.....	218
5.1 除染事業の実施状況.....	218
(1) 除染特別地域.....	218
(2) 汚染状況重点調査地域.....	226
5.2 除染の効果.....	228
5.2.1 除染による線量低減効果.....	228
(1) 除染特別地域の除染後の空間線量率の状況.....	228
(2) 福島県内汚染状況重点調査地域の除染後の空間線量率の状況.....	229
(3) 除染による線量低減効果（除染特別地域）	231
(4) 平均的な空間線量率の推定.....	235
5.2.2 除染による成果及び社会的効果.....	237
(1) 避難指示等の解除.....	237
(2) その他の効果	237
5.3 除染の検証.....	238
5.3.1 環境省による検証.....	238
(1) 放射性物質汚染対処特別措置法施行状況検討会.....	238
5.3.2 避難指示区域の自治体による検証.....	242
(1) 除染検証委員会	242
(2) 避難指示区域の自治体との連携、避難指示区域の自治体への対応・説明（全員協議会）	258
(3) 除染特別区域における住民懇談会・説明会.....	258
(4) 4市連携の勉強会の開催.....	259
5.3.3 国際機関による検証等.....	260
(1) IAEA 国際ミッション及び専門家会合等	260
(2) 二国間協力の枠組み.....	265
5.3.4 除染後の状況.....	266
(1) 個人被ばく線量	266
(2) 福島の実況、安全性等.....	266
5.4 リスクコミュニケーション.....	269
5.4.1 リスクコミュニケーションの取組.....	269
(1) 緊急対応期～除染準備期（事故発生～放射性物質汚染対処特別措置法施行：平成23年3月～12月頃）	271
(2) 除染開始期～除染推進期（放射性物質汚染対処特別措置法施行後～除染実施計画改定：平成24年1月～平成25年12月頃）	272
(3) 除染加速期〔前期〕（除染実施計画改定後～避難指示解除開始：平成26年1月～平成27年9月頃）	284
(4) 除染加速期〔後期〕（避難指示解除開始～面的除染完了：平成27年10月～平成29年3月頃）	290

(5) 除染後フォローアップ期（面的除染終了～：平成29年4月～）	293
5.4.2 地域貢献活動等	298
(1) 環境省による取組	298
(2) 除染事業者による取組	299
(3) 福島地方環境事務所による優良事業者の表彰	305
第6章 今後の課題と教訓	306
6.1 除染の理念、目標設定	306
(1) 除染の目標と1mSv/yの関係等	306
6.2 除染体制の構築、関係者の役割分担	309
(1) 除染事業の役割分担	309
(2) 検証体制の充実	310
(3) 復興等関連施策との連携	311
6.3 除染実施段階での課題	311
(1) 我が国初めの大規模な除染事業	311
(2) 事前調査・同意取得	313
(3) 仮置場の確保及び長期化等	314
(4) 除去土壌等の処分方法	315
(5) 円滑な事業実施に向けた農地除染の施工	316
(6) 除染適正化への取組	316
6.4 住民等とのコミュニケーション	317
(1) 放射線影響の説明等	317
(2) 住民参加	318

おわりに

除染事業誌 編集委員会委員名簿

別添：主な出来事の年表、出典、索引・用語解説

【コラム目次】

・「避難指示にあたって」 飯舘村村長 菅野典雄氏	6
・「除染の目的を改めて思う」 前原子力規制委員会委員長 田中俊一氏.....	11
・「除染事業と環境省の役割」 元環境事務次官 南川秀樹氏.....	15
・「市町村除染における住民理解への取り組みと教訓」 伊達市 半澤隆宏氏.....	22
・「海外における環境修復事例とその教訓」 井上正委員	35
・「福島環境再生事務所での除染事業の確立と従事職員」 大村卓委員.....	60
・「浜通りの北地区の除染を進めるために」 福島地方環境事務所浜通り北支所.....	61
・「小高地区の復興を進めるために除染を推進」 前南相馬市大田和行政区長等 山岸政行氏.	67
・「環境放射能除染学会の発足」 森田昌敏委員	71
・「東京電力の除染の取組みについて」 東京電力ホールディングス株式会社 武藤昭一氏...	72
・「除染事業の同意取得について」 福島地方環境事務所	119
・「除染工事の苦労点・工夫した点」 河北建設株式会社 熊谷茂美氏.....	139
・「除染工事の苦労点・工夫した点」 株式会社相双リテック 鈴木祐助氏.....	139
・「除染工事の苦労点・工夫した点」 鹿島道路株式会社 板垣吉成氏.....	140
・「除染工事の苦労点・工夫した点」 岸本建設株式会社 藤島始氏.....	140
・「除染作業に従事して思うこと」 日起建設株式会社 川村尚氏.....	141
・「仮置場不燃・可燃土壌受入業務について」 株式会社伊藤工務店 伊藤哲雄氏.....	142
・「村民の安心を目指して」 村崎建設株式会社 萩原嘉行氏.....	143
・「仮置場の確保について」 福島地方環境事務所	174
・「仮置場の設計思想について」 国立研究開発法人国立環境研究所 遠藤和人氏.....	179
・「施工管理体制と安全管理」 株式会社安藤・間 水谷隆司氏.....	202
・「放射線量管理システムの改善」 鹿島建設株式会社 西川武志氏.....	203
・「除染事業・までいな心で」 大成建設株式会社 清水義男氏.....	203
・「震災前の葛尾村を取り戻すために」 株式会社奥村組 井上博俊氏.....	204
・「施工管理体制と安全管理」 株式会社大林組 松谷英之氏.....	205
・「施工管理体制と安全管理」 清水建設株式会社 鹿島正彦氏.....	205
・「施工管理体制と安全管理」 前田建設工業株式会社 大澤健一郎氏.....	206
・「富岡町除染検証委員会による検証」 河津賢澄委員	257
・「「除染情報プラザ」を通じた除染・環境回復・復興への道づくり」 崎田裕子委員.....	295

巻頭言

◇除染事業誌の公表に当たって

平成 23 年 3 月、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が環境中に放出され、広範囲に汚染が生じるという未曾有の事態が生じた。

この放射性物質による環境の汚染が人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、同年 8 月に放射性物質汚染対処特別措置法が制定され、汚染された土壌や廃棄物への対処について、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、国が必要な措置を講ずることとなった。同時に、これらの環境汚染への対処については、各省庁、関係自治体、研究機関等の関係機関、事業者等が総力を結集し、一体となってできるだけ速やかに行うものとされた。

このうち、汚染された土壌等の除去等を行う「除染」については、生活圏において大規模に行うという世界的に見ても前例のない措置となった。当初は技術的な知見が少なく、放射線という目に見えないもの相手にするという点でも、事業実施という点でも、住民の不安を取り除くという点でも、大変な困難を要するものであった。こうした中、手探りで除染の実施方法を確立してきた。また、除染の実施に当たっては、環境省、地方公共団体、事業者などの協力の下、これまでに延べ約 3,000 万人以上の作業員が事業に携わり、住民の希望や期待に応えるために全力で除染作業に取り組んできた。その結果、平成 30 年 3 月までに、全域で計画していた面的除染が完了した。環境省を代表して、除染に関わった皆様、さらには除染にご協力いただいた住民の皆様から心から感謝申し上げる。

このような前例のない規模で実施してきた除染から得られた経験、知見、教訓を記録し、国内外に共有することは、事業の説明責任の観点のみならず、後世への備えとしても非常に重要である。

このため、計画していた面的除染が完了したこの機を捉えて、除染事業誌を取りまとめることとした。取りまとめに当たっては、除染方法の確立に関わった有識者の方々や除染事業に携わった一般社団法人日本建設業連合会中間貯蔵・除染部会の方々に編集委員会の委員としてご参加いただき、3 回にわたり精力的にご議論いただいた。編集委員をはじめとする本事業誌作成に関わった関係者の皆様には感謝を申し上げます。

計画していた面的除染完了後は、引き続き、中間貯蔵施設事業や汚染廃棄物処理事業も含め、放射性物質による環境汚染からの回復に向けた取組を着実に進めていく必要がある。加えて、帰還困難区域についても、平成 29 年 5 月に改正された福島復興再生特別措置法に基づく特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染が始まったところである。こうした取組を通じて、今後とも、被災地の復興の更なる加速化に貢献していく所存である。

環境大臣

中川雅治

◇除染事業報告書編集に際して

除染事業誌編集委員会委員長 鈴木基之

東日本大震災に伴う津波を受け、福島第一原子力発電所で発生した過酷事故は、炉の溶融や建屋等の爆発も生み、発電所敷地外の広範な地域に放射性物質を飛散させることとなった。従来、原子力発電所は厳格な基準の下に設計・運転管理がなされ、環境中に放射性物質が放出されるという事態が起こることは、我が国においては全く想定されておらず、ましてや、このような事故が発生したとき、緊急時に何が求められるのか、また長期的な環境回復を目指して如何なる対応が求められるのかなどの面で、国として、また地域としての準備はなされていなかった。

環境中に飛散した放射性物質は周辺住民の方々にとっては青天の霹靂であり、当然ながら直接的な健康被害の心配を齎しただけではなく、周辺の農地や住宅地、それを取り巻く自然生態系へ蓄積した放射性物質が将来的に、土壌、農作物などを經由して如何に人々の営みや生業に影響を与えることになるのかなど、諸々の惧れに関しては、事故が発生して初めて、具体的にその対応が検討されることとなった。

事故によって生じた被害を旧に復することに関しては、全ては原因者の責任でなされるべきものではあるが、その被害の甚大さと、必要とされる対応・対策の緊急性・多様性を考慮するとき、総合的な環境回復の方策などを国として計画し、地域自治体も含めて、具体的な実施に移すことが必要であった。

中央環境審議会においては、事故後、4月に臨時総会を開催し、「環境中に飛散した放射性物質」による環境汚染に対して「環境省」が主導的に対応すべきであるなどの内容を有する会長提言がまとめられている。それまでは「環境基本法」においては、放射性物質による環境汚染については原子力基本法その他関連法律で定めること(第十三条)と記されており、環境基本法の対象物質から除外されていたのである。

事故後、5か月余りを経て、特別措置法(正式名“平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法”)が制定され、環境大臣が除染に関する諸々の計画策定、施行の責任を負うこととなった。さらに、環境基本法の除外規定(第十三条)は廃止され、それに伴い、水質汚濁防止法、大気汚染防止法などの実施法類からも放射性物質に関する除外規定が除かれる改正が行われている。

福島地域の除染に関しては、特別措置法に従い、「汚染が著しく、国が廃棄物・土壌などの除染の措置を必要と指定した地域」(除染特別地域)に対し、国が直接、除染を行う責任を負う(直轄除染)こととし、5年間をかけて宅地22,000件に加え、農地・道路・住居の近隣の森林15,700haの除染を行い、平成29年3月に完了した。この対象となった地域は11市町村にまたがっており、各地区とも、汚染の状況は異なっていることは勿論、住民の方々がなされたご苦勞も、それぞれ多様で大きなものがあり、実際の除染作業を地域の協力の下に、どのように遂行し、一応の目標に到達したのか、種々の課題を乗り越えて計画完了に到った我が国の経験は大きな意味を有する

ものであろう。

最終的な「環境回復」が達成されるには、更なる地域の努力が必要であり、長期間の間に地域のコミュニティも、居住されていた方々やその親族や家庭も大きく変貌し、容易に回復完成などの判断が下せる時期が来ることもないかもしれない。現段階においては、国の直轄除染という、いわば、国家的な年限を限った大プロジェクトが遂行され、それが終了したということに過ぎないかもしれないが、この期間に行われてきたことに関する記録を体系的に整理し、この難事業を遂行した過程で得られた知識や知恵、それは計画の未熟さや、状況の把握や理解の不十分さから起こった誤りであったかも知れないが、いずれにせよ、人類初めての過酷事故に挑んだ環境回復の記録から学んだ諸々の教訓をキッチリと残していくことが、いわば後世に対する我々の義務であり、ひいては世界に対する責任でもある。

除染事業報告書として、本書は、実際に、事故以来、法規制の整備、国・自治体による除染の分担、国によって行われた直轄除染の具体的な作業はどのような形で行われたのかを事実即して整理している。また、これらの記録の上に、どのように除染が進行し、成果を上げ、そこに関わった色々な立場の方々が、何を学んだのかを教訓として整理しようとしたものである。今後、原子力発電所の事故に限らず、放射性物質が環境中に放出されるような事態が生じた場合に、人の健康、生態系の健全性を保障するためにはなにを考へるべきか、どのような管理体制が必要となるのかなど、将来の人類の生存に向けて考へ、準備しておくべきことは何かなど、関わった方々が学んだ知恵を纏める方向で企画されたものである。

種々の教訓は、結果論となっているものも多いであろうし、地域特性固有の状況の中での教訓ということで、一般化が難しいものもあるであろう。しかし、人類初の経験と言っても良い、人口密集地を背後に抱えた地域で生じた放射性物質の環境中への飛散という状況に対する、現時点までの闘いの記録として、意味のある著述を残すことが、被災され、ご苦労され、あるいは未だに避難状態に置かれている方々に対する責任の一つであり、また世界的にも有効に利用いただくことを通じて、持続可能な人間活動を実現する糧として役立つことを祈りつつ、纏め上げられたものとなっている。

さらに、広く除染事業の推移と共に色々な形でコミットされた方々のお考えなども、記述頂き、本編中にはコラムという形で収録させて頂いた。除染が如何に広がりを持ったものであったかをご理解頂くことにつながることを期待している。